

登録日	2018年08月03日	登録番号	広島市第95号
更新日（5年更新）	2023年08月03日	情報更新日	2023年08月08日

## 1. サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地

住宅の名称	(ふりがな) さーびすつきこうれいしゃむけじゅうたくおれんじ サービス付き高齢者向け住宅 おれんじ		
所在地	〒733-0815 広島県広島市西区己斐上四丁目27番30号		
利用交通手段	電 車： JR山陽本線 西広島 駅から バスで 8 分 降車後、徒歩 4 分 その他：		
住宅に関する権原	賃借権	期間	
施設に関する権原	賃借権	期間	
敷地に関する権原	賃借権	期間	
問合せ先 1	サービス付き高齢者向け住宅 おれんじ 電話番号： 082-533-7170		
問合せ先 2	医療法人社団 石田内科 電話番号： 082-272-2121		

## 2. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

法人・個人の別	法人		
商号、名称又は氏名	医療法人社団石田内科		
住所	〒733-0815 広島県広島市西区己斐上2丁目11番3号 電話番号： 082-272-2121		
法人の役員	理事長：石田 實（いしだまこと） 理事：石田 亮子（いしだりょうこ） 理事：石田 哲（いしださとる） 監事：安井 雄久（やすいたけひさ）		
法定代理人	氏名		
	住所		
法人の役員			
誓約事項	登録を受けようとする者（法人である場合においては当該法人、その役員及び使用人（サービス付き高齢者向け住宅事業に関し事務所の代表者である使用人をいう。以下同じ。）、個人である場合においてはその者及び使用人）が、次に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約します。  一. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 二. 禁錮以上の刑に処せられ、又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。		

以下「法」という。)の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して1年を経過しない者

三. 法第26条第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者

四. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

五. 精神の機能の障害によりサービス付き高齢者向け住宅事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

六. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。以下同じ。)が一から五までのいずれかに該当するもの

七. 法人であって、その役員又は使用人のうちの一から五までのいずれかに該当する者があるもの

八. 個人であって、使用人のうちの一から五までのいずれかに該当する者があるもの

九. 暴力団員等がその事業活動を支配する者

### 3. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所

事務所の名称	医療法人社団 石田内科
事務所の所在地	〒733-0815 広島県広島市西区己斐上2丁目11-3 電話番号：082-272-2121

### 4. サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備

住宅戸数	17戸	居住部分の規模(専有面積)	19.59m <sup>2</sup> ~ 25.10m <sup>2</sup>
共同利用設備	あり	構造	木造
階数	2階建	竣工の年月	2019年03月20日
加齢対応構造等	登録基準に適合している/エレベーターを備えている/緊急通報装置を備えている		
備考			

#### 4-1. 専用部分の規模並びに構造及び設備等

住棟番号	専用部分の床面積	構造及び設備	住戸数(戸)	住戸番号	月額家賃(概算額)	間取り
------	----------	--------	--------	------	-----------	-----

	(m <sup>2</sup> )	完備※	便所	洗面	浴室	台所	収納		(円)		
1	19.59	×	○	○	×	×	○	16	101～106、 201～211 2 03を 除く	59000	1R
1	25.10	×	○	○	×	×	○	1	203	62000	1R

※構造及び設備の「完備」とは、各戸に便所・洗面・浴室・台所・収納の全てを備えていることを表します。

#### 4-2. 共同利用設備等

設備等	整備箇所数	合計床面積 (m <sup>2</sup> )	整備箇所	想定利用戸 数(戸)	備考
浴室	2	7.94	1階	17	
台所	1	11.59	1階	17	
食堂・居間	1	55.27	1階	17	

#### 5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期

入居契約の別	賃貸借契約	終身賃貸事業者 の事業の認可	認可を受けていない
入居者の資格	次の①または②に該当するものである ①単身高齢者世帯 ②高齢者+同居者(配偶者/60歳以上の親族/要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族/特別な理由により同居させる必要があると知事等が認める者) (「高齢者」とは、60歳以上の者または要介護・要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。)		
入居開始時期 (入居開始前の場合)	2019年04月01日		
備考			

#### 6. サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭

■月ごとに受領する金銭			
家賃の概算額	約 59,000 円 ～ 約 62,000 円		
共益費の概算額	約 21,000 円		
水道光熱費の支払方法	共益費に含みます		
高齢者生活 支援 サービス	サービスの種類	住宅における提供	併設施 設にお ける提 携・ 協力事 業所に

	提供形態 ※1	提供の対価(概算・月額) ※2	詳細	供の有無	おける提供の有無
状況把握・生活相談	自ら	約 33,000 円	詳細情報	-	-
食事の提供	委託	約 45,000 円	詳細情報	×	×
入浴等の介護	提供しない	約 円		×	○
調理等の家事	提供しない	約 円		×	○
健康の維持増進	提供しない	約 円		×	○
<b>その他</b>	自ら	約 4,400 円	詳細情報	×	○

■ 入居時に受領する金銭

<b>敷金の概算額</b>	約 118,000 円 ~ 約 124,000 円	家賃の 2.0 月分
<b>前払金 ※3</b>	<b>前払金の有無</b>	なし
	<b>前払金の支払い方式 ※4</b>	
	<b>家賃等の前払金の概算額</b>	約 円
	<b>前払金を支払った場合の月々の家賃概算額</b>	約 円
	<b>家賃等の前払金の算定の基礎</b>	家賃： サービス提供の対価：
	<b>返還額の算定方法</b>	
	<b>前払金の保全措置の内容</b>	
<b>家賃・共益費・敷金に関する特記事項</b>		
<b>特定施設入居者生活介護事業所</b>	指定を受けていない	
<b>地域密着型特定施設入居者生活介護事業所</b>	指定を受けていない	

介護予防特定施設入居者生活 介護事業所	指定を受けていない
誓約事項	<p>登録を申請するサービス付き高齢者向け住宅事業が、次に掲げる基準に適合することを誓約します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一. 入居契約が次に掲げる基準に適合する契約であること。<ul style="list-style-type: none"><li>イ. 書面（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）による契約であること。</li><li>ロ. 居住部分が明示された契約であること。</li><li>ハ. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が、敷金並びに家賃等及び法第6条第1項第12号の前払金（以下「家賃等の前払金」という。）を除くほか、権利金その他の金銭を受領しない契約であること。</li></ul></li><li>二. 家賃等の前払金を受領する場合には、当該家賃等の前払金の算定の基礎及び当該家賃等の前払金についてサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が返還債務を負うこととなる場合における当該返還債務の金額の算定方法が明示された契約であること。</li><li>ホ. 入居者の入居後、施行規則 第12条第1項で定める一定の期間が経過する日までの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合において、サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が、同条第2項で定める方法により算定される額を除き、家賃等の前払金を返還することとなる契約であること。</li><li>ヘ. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が、入居者の病院への入院又は入居者の心身の状況の変化により居住部分を変更し、又はその契約を解約することができないものであること。ただし、当該理由が生じた後</li></ul>

に、入居者及び登録事業者が居住部分の変更又は入居契約の解約について合意した場合は、この限りではない。

- 二. サービス付き高齢者向け住宅の整備をしてサービス付き高齢者向け住宅事業を行う場合にあっては、当該整備に関する工事の完了前に敷金又は家賃等の前払金を受領しないものであること。

※1 「提供形態」欄は、サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者がどのようにサービスを提供しているか記載されています。「提供しない」と記載されていても、連携、協力業者がサービスを提供している場合がございます。

※2 「提供の対価（概算・月額）」欄は、月額で設定されていない場合は、30日間利用した場合の想定金額が記載されています。

※3 前払金とは、契約期間中の家賃等の全部又は一部を、入居時に一括して支払うものをいいます。

※4 入居に際して、前払金の支払いが必須となるのか、希望に応じて前払方式または月払方式を選択できるのかが記載されています。

## 6-1. 状況把握及び生活相談サービスの内容

<b>提供形態</b>		サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する	
<b>サービスを提供する法人等の別</b>		医療法人 / 指定居宅サービス事業者 / 指定地域密着型サービス事業者 / 指定居宅介護支援事業者 / 指定介護予防サービス事業者	
<b>サービスを提供する者の人数 ※1</b>		介護福祉士	人員 8 人
		社会福祉士	人員 1 人
		介護支援専門員	人員 5 人
		上記以外の職員	人員 5 人
		従事者数	人員 14 人
<b>常駐する場所</b>		同一の敷地内	
<b>常駐する日</b>		365日対応	
<b>常駐する時間</b>	日中	08 時 30 分 ~ 17 時 30 分	人員 1 人
	上記以外の時間	17 時 30 分 ~ 08 時 30 分	人員 1 人
<b>誓約事項</b>		施行規則第11条第 5 号に該当しない	
<b>毎日 1 回以上の状況把握サービスの提供方法</b>		毎日少なくとも 1 回は居室を訪問し、ご本人の様子、安否確認を行います。	毎日 1 回
		入居者から居住部分への訪問を希望する旨の申出があった場合は、当該居住部分への訪問（近接する土地に常駐する場合のみ）	
<b>緊急通報サービスの内容</b>	提供時間	常駐する日	00 時 00 分 ~ 24 時 00 分
		上記以外の日	
	通報方法	各部屋に設置した緊急通報設備より 1 階事務室（及び端末）へ通	

		報、通話することができる。		
	通報先	1階事務室	通報先から住宅までの到着予定時間	3分
緊急時における対応の内容		各居室、浴室等に設置してある緊急通報設備（ベッドサイドは通話可能、トイレ浴室は通報のみ）により常駐スタッフを呼び出すことができます。緊急時には必要に応じた対応を行います。		
生活相談サービスの内容	サービスの内容	日常で生活する上でお困りのこと（食事、健康、生活等）について9時～17時の間、ご相談に応じます。ご相談が専門的な事項に及ぶ場合、専門機関等をご紹介いたします。必要に応じて、保健医療サービス、地域包括支援センター、介護保険居宅サービス事業所等の紹介を行います		
	提供日	365日対応		
	提供時間	09時00分～17時00分		
サービス提供の対価（概算額）	月額 ※2	約33,000円	前払金	約0円
	前払金の算定方法			
備考	<p>毎日少なくとも1回は居室を訪問し、ご本人の様子、安否確認を行います。</p> <p>日常生活でのお困りの事や生活や健康、介護に対するご不安等について、施設職員がご相談をお受けし、専門職、相談機関への紹介を行います。</p> <p>各居室、浴室等に設置してある緊急通報設備（ベッドサイドは通話可能、トイレ浴室は通報のみ）により常駐スタッフを呼び出すことができます。緊急時には必要に応じた対応を行います。</p>			

※1 複数の資格を有する者がいる場合、従事者数と合致しません。

※2 サービス提供の対価の「月額」欄は、月額で設定されていない場合は、30日間利用した場合の想定金額が記載されています。

## 6-2. 食事の提供サービスの内容

提供形態		委託する		
委託先	商号、名称又は氏名	(ふりがな) かぶしきがいしゃはぴねすふーどふあくとりー株式会社 ハピネスフードファクトリー		
	住所	〒731-0139 広島県広島市安佐南区山本新町一丁目11番1号 電話番号：082-871-8817		
食事提供を行う場所		食堂		
提供方法	提供日	365日対応		
	内容	3食		
	調理等	その他（朝夕食は湯銭で提供）		
	入居者の健康状態に合わせた食事対応	応相談		

	入居者の健康状態に合わせた各居室への配食対応		応相談	
サービス提供の対価 (概算額)	月額 ※	約 45,000 円	内訳	朝食 300 円
				昼食 600 円
				夕食 600 円
	前払金	約 0 円		
	前払金の算定方法			
備考	調理済の食材を真空にした物を湯煎で温め提供します。入居者の状態や好みに合わせて、刻みやとろみ、減塩食等に対応します。キャンセルまたは変更をする場合は、前日の夕方までに連絡をして下さい。 一時的な体調不良時にはお部屋に食事をお届けします。			

※ サービス提供の対価の「月額」欄は、月額で設定されていない場合は、30日間利用した場合の想定金額が記載されています。

## 6-6. その他のサービスの内容

提供形態	サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する			
提供方法	提供日	365日対応		
	内容	事前の申し込みが必要です。サービスが長時間にわたる場合やスタッフの手配の状況によってはお受けできない場合もあります（その場合には、外部サービスをご紹介します。）		
サービス提供の対価 (概算額)	月額 ※	約 4,400 円	前払金	約 0 円
	前払金の算定方法			
備考	自立の方や、要支援・要介護の方でも介護保険法上の居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に位置付かない支援（基本サービスに含まれる短時間の簡単なお手伝いを超えるもの）を一時的に必要とされる場合には、清掃（ベランダ・窓掃除等）、整理整頓などの家事援助や見守り・付き添い等の短時間の生活サポートサービスを提供します。利用料金は30分につき1,100円（税込）です。 ※月額は1ヶ月に2時間利用した場合。			

※ サービス提供の対価の「月額」欄は、月額で設定されていない場合は、30日間利用した場合の想定金額が記載されています。

## 7. サービス付き高齢者向け住宅の管理の方法等

管理の方法	自ら管理	
委託する業務の内容		
管理業務の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)



	住所	〒 電話番号：
修繕計画	計画策定の有無	なし
	大規模修繕の実施予定	頃実施予定
	その他計画的な修繕予定	
登録の更新の申請の日前一年間における入居者の数及び退去者の数	入居者の数	1人
	退去者の数	2人

※ 登録の更新の申請の日前一年間における入居者の数及び退去者の数は、法第5条第2項の登録の更新の申請をする場合に限り記入すること。

## 8. サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設

施設の名称	提供されるサービスの概要	事業所の場所

## 9. 高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力

事業所の名称	(ふりがな) いしだないか 石田内科
事業所の所在地	〒733-0815 広島県広島市西区己斐上2丁目11-3 電話番号：082-272-2121
連携又は協力の内容	外来診察《内科・消化器・循環器》 訪問診療・訪問看護・訪問リハビリ 健康の維持増進
事業所の名称	(ふりがな) でいさーびすおれんじ デイサービスおれんじ
事業所の所在地	〒733-0815 広島県広島市西区己斐上2丁目11番3号 電話番号：082-272-2134
連携又は協力の内容	入居者の利用を想定した地域密着型通所介護事業所、総合事業通所型の運営（入浴、機能訓練、食事、健康チェック、レクリエーション等の提供
事業所の名称	(ふりがな) おれんじこいうえてらす おれんじ己斐上てらす

事業所の所在地	〒733-0815 広島県広島市西区己斐上四丁目26番1号 電話番号：082-554-5726
連携又は協力の内容	入居者の利用を想定した地域密着型通所介護事業所、総合事業通所型の運営（入浴、機能訓練、食事、健康チェック、レクリエーション等の提供
事業所の名称	（ふりがな）おれんじきょたくかいごしえんじぎょうしょ おれんじ居宅介護支援事業所
事業所の所在地	〒733-0815 広島県広島市西区己斐上二丁目11番2号 電話番号：082-208-2132
連携又は協力の内容	希望される方に対して居宅介護支援（ケアマネジメント）の提供を行う
事業所の名称	（ふりがな）へるぱーすてーしょんおれんじ ヘルパーステーション おれんじ
事業所の所在地	〒733-0815 広島県広島市西区己斐上四丁目26番1号 電話番号：082-299-8740
連携又は協力の内容	入居者の利用を想定した訪問介護事業所、総合事業訪問型、自費サービス事業の運営 入浴等の介護 調理等の家事

## 10. 保健医療サービスを提供する体制に関する事項

保健医療サービスを提供する体制に関する事項	
-----------------------	--

### 11. 運営方針

#### 11-1. 運営方針

01	重要事項を記載した書面のひな形を公開する	<input type="radio"/>	重要事項を記した文書のひな形を、ホームページで公開する、建物内のわかりやすい場所に掲示する又は、求めに応じて交付できるようにフロントに常備する
02	入居及び退去の条件を書面に記載する	<input type="radio"/>	退去条件が、重要事項説明書又は契約書に記載されている
03	入居者の個人情報の保護に関する事項を書面に記載する	<input type="radio"/>	個人情報の保護について、重要事項説明書又は契約書に記載されている
04	入居者に対する虐待を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修及び担当者の配置を行う	<input type="radio"/>	虐待防止に係る研修の実施計画、又は実施記録がある
05	やむを得ず行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為に関して、委員会の開催、指針の整備及び研修を行う	<input type="radio"/>	身体的拘束等を行う場合の条件や対応方針等を記した文書がある ※介護サービス・生活支援サービス等を提供しない場合は非該当

06	入居者のプライバシーの確保について、職員に周知する	<input type="radio"/>	入居者のプライバシー保護に係るマニュアル等又は研修の実施記録がある
07	入居者に与えた損害を賠償するための措置を講じる	<input type="radio"/>	入居者に対する損害賠償責任について契約書等に明記されており、賠償に備えた損害保険に加入している
08	入居者からの相談及び苦情に適切に対応するための体制を整備する	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項を記した文書等に、相談・苦情等対応窓口等が明記されている</li> <li>・相談・苦情等対応窓口の連絡先を、建物内のわかりやすい場所に提示する</li> <li>・相談・苦情等に対応した記録がある</li> <li>・相談・苦情等対応の結果について、入居者等に説明した記録がある</li> </ul>
09	サービス付き高齢者向け住宅への入居及びサービス付き高齢者向け住宅において提供される福祉サービスの利用に必要な費用に関する書類を発行することができる	<input type="radio"/>	必要な費用の請求明細・領収明細などの書類を発行する又は、（口座振替等の場合）求めに応じて発行できる体制にある
10	入居者及びその家族と意見を交換する機会を設ける	<input type="radio"/>	入居者やその家族の参加する意見交換会・運営懇談会等の計画又は実施記録がある
11	地域社会との交流及び連携を図る	<input type="radio"/>	「地域との交流行事の開催」、「地域の行事への参加」、「第三者委員等との会議」「ボランティアの受入」のいずれかの計画又は実施記録がある
12	災害に対応するための仕組みを整備する	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害時の対応手順等に係るマニュアル又は研修の実施記録がある</li> <li>・非常災害時の避難・救出等に関する訓練について、入居者を含めて毎年実施する計画又は実施している記録がある</li> </ul>
13	事故の発生及び再発を防止するための仕組みを整備する	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故防止に関するマニュアル又は研修の実施記録がある</li> <li>・事故報告書がある（事案がない場合との判別方法は要検討）</li> </ul>
14	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための仕組みを整備する	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症及び食中毒の発生予防・蔓延防止に関するマニュアル等又は研修の実施記録がある</li> <li>・自炊をする入居者がいる場合は、感染症及び食中毒の発生予防に関する情報提供・啓発を行う</li> </ul>
15	入居者の健康状態及び生活状況を把握し、変化があったときは、当該入居者の家族に連絡する仕組みを整備する	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の健康状態に変化があった場合のマニュアル若しくは業務手順書があり、対応した場合の記録がある</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者ごとの緊急連絡先の一覧表等がある</li> </ul>
16	入居者間の交流の促進を図る	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>「入居者間の交流」や「健康維持・増進」「介護予防」に関する行事、機能訓練に係る活動等の計画又は実施記録がある</li> </ul>
17	登録事業者又は登録事業者から委託を受けた者から提供される福祉サービスと、それ以外の者から提供される福祉サービスを明確に区分する	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書又は重要事項説明書に、住まいに付帯するサービスの内容や範囲が明記されている</li> <li>・サービス費に係る請求明細書又は領収明細書において、「住まいに付帯するサービス」と「外付けサービス」が明確に区分されている</li> </ul>
18	入居者が希望する場合には、介護サービスの提供に必要な当該入居者に関する情報を、介護支援専門員と共有する仕組みを整備する	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者が情報開示を希望する場合に、入居者の介護サービス利用に係る特記事項等を記録し、ケアマネジャー等と共有できる書類がある</li> </ul>
19	基本理念及び基本方針を定めるとともに、これらを職員及び入居者に周知する	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理念や基本方針が明記された文書がある</li> <li>・上記文書を閲覧できることが確認できる、又は職員や入居者等に説明した記録がある</li> </ul>
20	職員の教育及び研修に関する計画を策定する	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の教育・研修計画があり、その実施記録がある</li> </ul>
21	職員に対して、認知症に関する研修を行う	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症に関する研修の実施計画又は実施記録（外部研修の場合は参加計画又は参加記録）がある</li> </ul>
22	職員を登録事業者が行う研修以外の研修に参加させる仕組みを整備する	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員が外部の研修に参加する計画又は参加した記録がある</li> </ul>
23	サービス付き高齢者向け住宅事業の実施に必要な人材の確保のために必要な措置を講じる	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の就業状況や意向等を定期的に把握する計画又は把握している記録がある</li> <li>・業務改善に関する会議等で、職員の就業状況や意向等について検討する計画又は検討された記録がある</li> </ul>
24	<p>入居者が介護支援専門員及び介護サービスを提供する事業所又は施設を自由に選択することを妨げない</p> <p>※HPで公開されません</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近在の介護保険サービス事業所の一覧について、情報提供している</li> <li>・契約書又は重要事項説明書に、介護保険サービスを自由に選択することについて制限をかけていないことが確認できる</li> </ul> <p>※特定施設等の場合は、「入居者が希望する介護保険サービス事業所を自由に選</p>

			択・利用することを、制限していない」と読み替えてご回答ください。
25	入居者が医療機関を自由に選択することを妨げない ※HPで公開されません	○	・地域の医療機関の一覧を閲覧可能にしていることが確認できる

**1 2. 登録の申請が基本方針(及び高齢者居住安定確保計画)に照らして適切なものである旨**

基本方針及び広島県の高齢者居住安定計画に沿って適切に運営します。

全体に関する備考	
<p><b>国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号）第7条第1項ただし書きの規定により書類添付を省略する旨の記載欄</b></p>	<p>以下の書類の添付を省略する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・縮尺、方位、サービス付き高齢者向け住宅の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図</li> <li>・サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等を表示した書類</li> <li>・入居契約に係る約款</li> <li>・サービス付き高齢者向け住宅の管理又は高齢者生活支援サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、委託契約に係る書類</li> <li>・市長が必要と認める書類（1）、（2）、（3）、（6）</li> </ul>